

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2017年10月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1031第1号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、2017年11月1日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の留意事項改正

●検査方法が追加された項目

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査					
52	HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法)	ラインブロット法	432	免疫 144	*

「注」 下線部が追加変更されました。

* : 「52」のHTLV-I抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」のHTLV-I抗体定性、半定量又は「32」のHTLV-I抗体によって陽性が確認された症例について、確定診断を目的としてウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に算定する。